

# 1 ご家族登録制度



ご家族登録制度とは、大切なご契約についてご家族がサポートできる制度です。

## 【ご家族登録制度の概要】

- ご契約者がご自身で契約内容を確認したいが、お問い合わせができないとき  
→登録されたご家族の方が契約内容を確認できます。  
(注)保険金などの請求や契約の変更手続きなどを行うことはできません。
- 当社から送付する各種手続きのご案内がご契約者に届かなかったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったとき  
→郵便局または当社から登録されたご家族の方にご連絡します。  
(注)転居などによりご契約者あての郵便物が不着となった場合、登録されたご家族の方に郵便物を送付することはできません。
- ご契約者の財産の保護などを目的として、当社から登録されたご家族の方に対し、契約関係者などに関する情報を含めた契約情報やご契約者が行った請求内容などを開示することがあります。

<例>

ご高齢のご契約者が解約などの請求を行った場合、当社から登録されたご家族の方あてに、ご契約者が行ったお手続きの内容を記載したお知らせを送付することがあります。

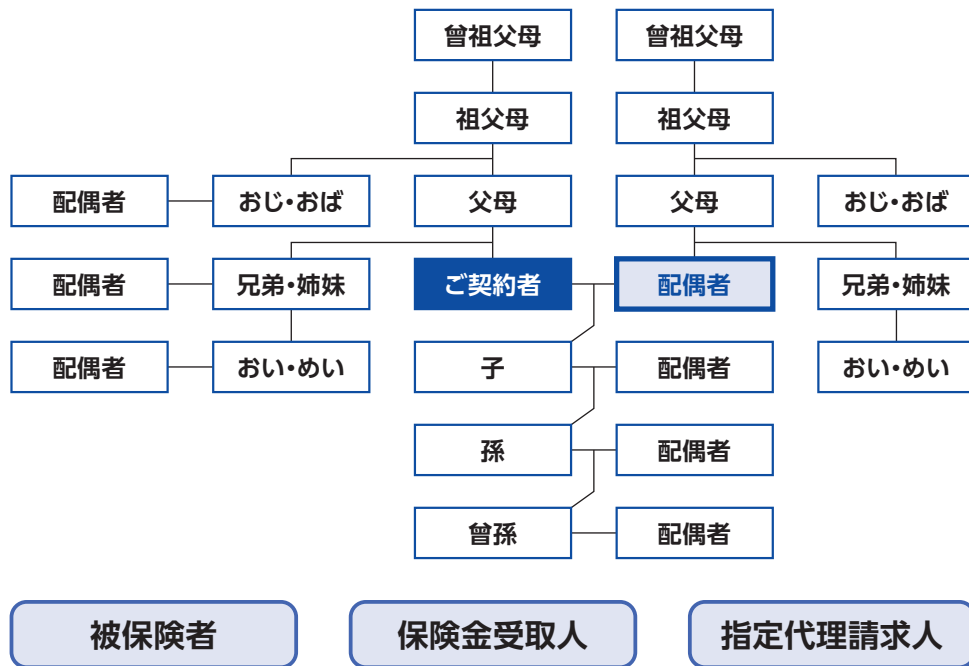
- 保険契約の申し込みに際しては、原則、ご家族登録制度のご利用をお願いしています。
- ご契約者は次の範囲内(◆)で1人の方を、「登録ご家族」として登録または変更することができます。
- ご家族を「登録ご家族」として登録または変更するための保険料は不要です。
- ご利用に当たっては、本制度を利用することおよび会社が「登録ご家族」に関する情報を被保険者、保険金受取人および指定代理請求人へ開示する場合があることなどについて、「登録ご家族」の同意を取得していただく必要があります。
- ご利用に当たっては、本制度を利用することおよび会社が被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に関する情報を「登録ご家族」に開示する場合があることについて、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人の同意を取得していただく必要があります。
- ご契約者を変更する場合、あらためて「登録ご家族」を登録してください。
- 登録完了後に、「登録ご家族」に登録内容および契約の概要を記載したご案内を送付します。
- 「登録ご家族」の方もマイページに登録いただければ、マイページ上で契約内容を確認できます。



### 【「登録ご家族」として登録できる範囲】

いずれも日本国内にお住まいの方に限ります。

- ご契約者の戸籍上の配偶者
- ご契約者の3親等内の親族
- 被保険者、保険金受取人、指定代理請求人



### マイページ

パソコンから

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶

## 2 住所などの変更に伴う各種手続き



次の場合には、担当者か、最寄りの郵便局、当社の支店、  
またはかんぽコールセンター (☎0120-552-950) に速やかにご連絡ください。



①住所・電話番号(携帯電話番号)が変わったとき



②保険金受取人、  
指定代理請求人、  
「登録ご家族」を変更するとき



③改姓・改名をしたとき



④保険料の払込方法、  
保険料振替口座を  
変更するとき



⑤海外に長期間滞在するとき



⑥保険証券の紛失や盗難に  
あったとき



⑦死亡保険金受取人が  
死亡したとき

以下でご案内しているマイページでも、各種手続きを受け付けています。マイページのご利用にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。

### マイページ



パソコンから

かんぽ生命 マイページ 🔍 検索



スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶



●郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

# 3 契約者貸付制度



一時的にお金をご入り用なときには、貸し付けの制度を利用できます。

## (1) 貸付内容

- ご契約者は、一時的にお金をご入り用なときには、解約返戻金額の一定の範囲内で貸し付けを受けることができます。
- 貸付期間は「1年」です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の貸付利率\*①で計算します。貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となることがあります。
- なお、貸し付けを受けることができる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。

## (2) 貸付金の返済方法

- 「全額返済」や「一部返済」のほか、前回の貸付金と同額の貸し付けを受けて、「貸付期間を更新」する方法もあります。

以下でご案内しているマイページでも、各種手続きを受け付けています。マイページのご利用にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。

※契約内容や状況などによっては、ご利用いただけない場合があります。


### マイページ

パソコンから

かんぽ生命 マイページ

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶



📖 約款参照……一時払終身「第20条」

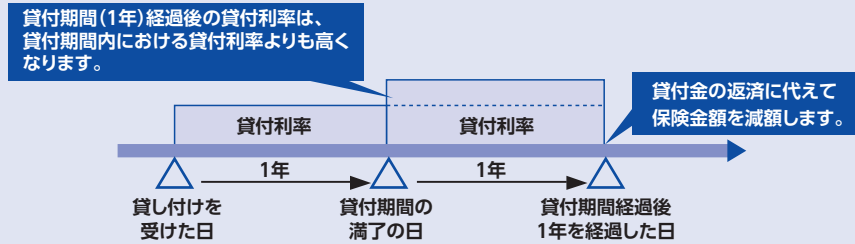
\*① Web参照…貸付利率は金融情勢などにより変動することがあります。

貸付利率については、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

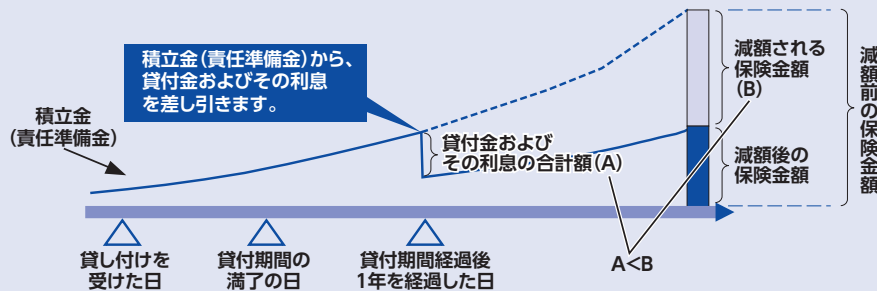
- 郵便局または当社の支店で初めて貸し付けの制度を利用する場合、当社所定の貸付申込書が必要です。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要です。
- 貸付期間は1年ですので、1年以内にご返済ください。
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされない場合

- 貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。
- また、貸付期間(1年)経過後、さらに1年を経過した場合は、当社は貸付金の返済に代えて保険金額を減額します。

## ⚠️ ご注意



- 貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金(責任準備金)を貸付金およびその利息の返済に充当するため、減額される保険金額(B)は、貸付金およびその利息の合計額(A)より大きくなります。



## 4 契約者配当金



契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率\*①による利息をつけて積み立てておき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金と合わせて支払います。
- 契約日から1年を経過した基本契約については、ご契約者から一定の金額以上の支払いの請求があったときに支払います。

## ⚠️ ご注意

- 契約者配当金額は、当社の収益などの状況によって変動し、場合によっては割り当てられないときもあります。
- 無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)、無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)には、契約者配当金はありません。

📖 約款参照……一時払終身「第12章」、傷医(無解返)・総医(無解返)・先進(無解返)「第16章」

\*① Web参照……利率は金融情勢などにより変動することがあります。

利率については、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

## 5 契約の解約と返戻金



- ご契約者は、契約(特約を含みます。以下同じ。)をいつでも解約できます。
- 基本契約を解約した場合、返戻金をご契約者に支払います。一時払終身保険の返戻金は、ご契約後の経過年月数によっては、一時払保険料額よりも少ない金額となります。

### 〈理由〉

- 生命保険では、払い込んだ保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
  - 払い込んだ保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、一時払終身保険の返戻金は、ご契約後の経過年月数によっては、一時払保険料額よりも少ない金額となります。
- 無解約返戻金型の特約は、解約した場合の返戻金はありません。
  - なお、保険証券に同封した「あいさつ状」に返戻金額を例示していますので、ご参照ください。
  - また、事前に返戻金額を確認する場合は、担当者か、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)にお問い合わせください。



- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が付加されている契約で、無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)を解約する場合、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は消滅します。

### 【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、担当者か、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)にお気軽にご相談ください。
  - ①特約保険料の払い込みが難しいとき → 53ページ
  - ②一時的にお金をご入り用なとき → 57ページ
  - ③保障内容の見直しをしたいとき → 60ページ

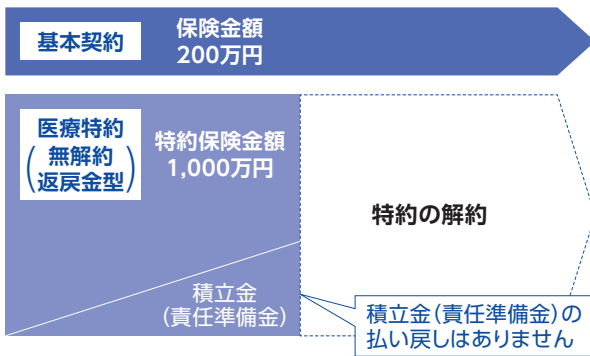


## 6 無解約返戻金型の特約の返戻金と積立金(責任準備金)について

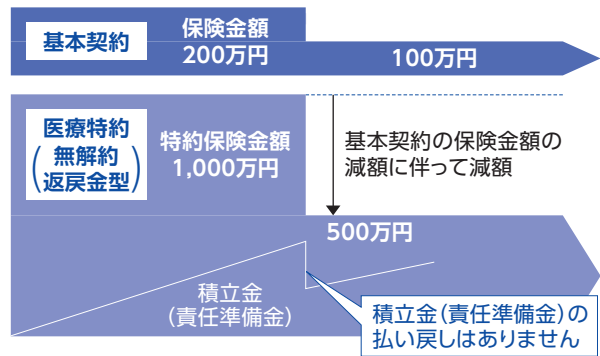
- 無解約返戻金型の特約には解約または減額された場合の返戻金はありませんが、積立金(責任準備金)は積み立てられています※①。ただし、無解約返戻金型の特約を保険期間の途中で解約または減額された場合でも積立金(責任準備金)の払い戻しはいたしません。
- 基本契約の保険金額の減額変更をしたときなど、特約の保険金額が減額または特約が失効となることがあります。その場合も、無解約返戻金型の特約の積立金(責任準備金)の払い戻しはいたしません。

### 積立金(責任準備金)のイメージ

#### ①特約の解約



#### ②基本契約の減額



## 7 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容を見直したい場合には、次の方法があります。

### (1) 保険金額の減額変更※②

現在の契約の保険期間を変えずに、基本契約の保険金額または特約の保険金額を減額することができます。特約の保険金額を減額する場合、特約の保険料額は減額されます。

#### 〈例〉保険金額の減額変更のイメージ

##### 現在の契約



##### 変更後の契約



しくみ	基本契約の保険金額または特約の保険金額を減らすことにより、ご希望の保険金額に設定することができます。
現在の契約	現在の契約は、保険金額が減額された状態で継続します。
保険料	減額後の特約保険料を払い込む必要があります。保険料率などの変更はありません。

基本契約の保険金額の減額変更をした場合、返戻金をご契約者に支払います。

無解約返戻金型の特約には減額された場合の返戻金はありません。

※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)については、減額変更の取り扱いはありません。

※①……………積立金(責任準備金)の金額例は、「無解約返戻金型の特約の責任準備金額例」(184ページ)および当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。

しおり参照…「特約保険料の払い込みが難しい場合」(53ページ)や「現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(18ページ)もご参照ください。

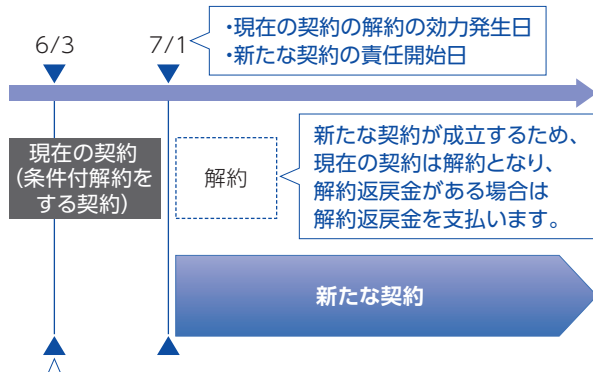
※②約款参照…一時払終身「第14条」、傷医(無解返)「第24・25条」・「別表4」、総医(無解返)「第29・30条」・「別表4」

## (2) 条件付解約・契約変更

現在の契約と新たな契約が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。

### 〈例〉条件付解約のイメージ

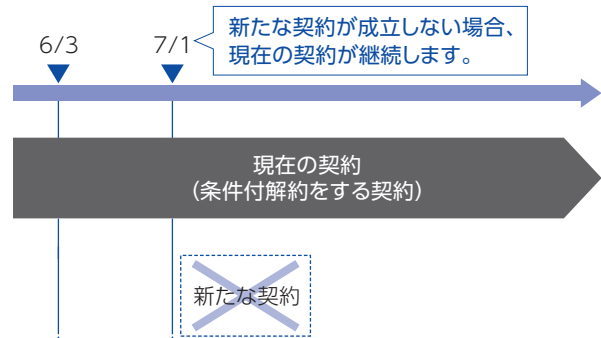
#### ① 新たな契約が成立する場合



現在の契約の条件付解約および  
新たな契約の申込日(責任開始日に7/1を指定)

※新たな契約が成立した後、解約または契約変更した現在の契約を復元することはできません。

#### ② 新たな契約が成立しない場合



現在の契約の条件付解約および  
新たな契約の申込日(責任開始日に7/1を指定)

※新たな契約が成立しない場合は、現在の契約の解約または契約変更の効力は発生せず、現在の契約の保障が継続します。

<b>しくみ</b>	新たな契約の成立を条件として、現在の契約を解約または契約変更する方法です。現在の契約に返戻金がある場合、返戻金を支払います。契約変更には、保険金額の減額変更があります。
<b>現在の契約</b>	新たな契約が成立した場合、現在の契約は消滅し、保障はなくなります(条件付契約変更の場合は、変更の効力が発生します。)。なお、新たな契約が成立しなかった場合、現在の契約はそのまま継続します。
<b>保険料</b>	新たな契約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算した新たな契約の保険料を払い込む必要があります(条件付減額変更の場合、現在の契約の特約保険料の一部を引き続き払い込む必要があります。)。

●上記のほか、加入限度額の範囲内で新たな契約(追加契約)の申し込みが可能です。



- 利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- 基本契約の保険金額の減額変更をした場合において、特約の保険金額が減額されることがあります。



## 8 ご契約者をはじめとした関係者の保護

### 保険金などの受取権の譲渡禁止

**Q** 保険金などの受取権について、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできますか？

**A** ご契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、普通保険約款・特約条項で「**譲渡禁止**」\*①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

### 保険金受取人による契約の継続(介入権)

**Q** ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約(保障)を継続させる方法がありますか？

**A** ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者(解除権者といいます。)が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人(ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。)は、解約の通知が当社または郵便局に到着した時から**1カ月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払い、かつ、当社または郵便局に通知することで契約の継続ができます\*②。

\*①約款参照…一時払終身「第23条」、傷医(無解返)「第36条」、総医(無解返)「第41条」、先進(無解返)「第36条」

\*②約款参照…一時払終身「第18条」、傷医(無解返)「第30条」、総医(無解返)「第35条」、先進(無解返)「第30条」